

# 山口喜一郎の日本語教授法について

—— 対訳法から直接法へ ——

木村宗男

## 1. 台湾日本語教育の創始期

山口喜一郎（1872～1952）は1897年（明治30年）から、太平洋戦争の終戦によって帰国するまで、少くとも52年<sup>1)</sup>という長いあいだにわたって、外地の日本語教育一筋に生きた人である。山口が日本語教育の道にはいったのは、周知のように台湾においてであった。台湾総督府学務部の「国語講習員」として、1896年（明治29年）12月に台湾に渡り、翌年4月1日に講習を修了して、総督府の日本語教員に任命されたのが、山口の日本語教育活動の第一歩であった。そこでいま山口の日本語教授法を調べるに当たっては、まず当時の台湾の日本語教育について見ておかなければならない。

台湾で日本語教育が始められたのは1895年（明治28年）であった。その年の4月21日に日清講和条約が調和されると、日本政府は早くも5月21日に台湾総督府仮条令を制定して、台湾統治に着手した。しかし、5月25日に台湾独立宣言を掲げる反乱が起った。日本の軍隊は5月29日に台湾に上陸、6月7日に台北を平定し、そのあと、ようやく台湾総督府が開設された。総督府学務部長に任命された伊沢修二が部員3名を率いて台湾に上陸したのは7月であったが、当時の台北は戦火と掠奪を恐れた市民が四散し、市中は荒廃しており、学校を再開できる状態ではなかった。伊沢は台北から北へ約12キロの士林に適地を求め、芝山巖という丘の上の開漳聖王

---

1) 山口が帰国したのは、1947年4月であるが、日本語教育活動は45年の終戦と同時に終わったものと判断する。

廟内に学務部を開設した。同時に廟の建物の一部を教室として、ここに「芝山巖学堂」を開校した。このとき入学した生徒はわずか6名であった。それも、伊沢らの熱心な勧誘によるものであった。士林はもともと学問を好む人士の多い土地柄であったので、8月には生徒数23名になり、学務部員も6名に増員された。

伊沢修二はその経歴からも知られるように、単なる行政官ではなかった。自身教育実践者であった伊沢は、廟内の学務部に部員と寝食を共にしながら、自ら授業を担当し、日本語教材の作成と教授法の研究に専念した。

伊沢は教員の不足を補うため、内地の現職教員から募集した講習員を芝山巖で日本語教員として養成することを考えた。その講習員募集とその他の要務をおびて、伊沢が東京に出張中の1895年12月31日の夜から元日にかけて、台湾北部にまたも激しい反乱が起った。芝山学堂も襲撃されて、6名の学務部員は全員遭難して果てた。これがいわゆる「芝山巖事件」である。遭難の6氏は「六氏先生廟」に祭られ、台湾における教育者の使命観を鼓吹する「芝山巖精神」がその後唱えられたのであった。この6氏とその後台湾教育に倒れた数多くの物故者の慰霊のため、台湾教育会が1933年に発行した『芝山巖誌』には、事件の詳細とともに、芝山学堂における日本語教育の状況も、体験者によって詳しく報告されている。それによって、山口の受けた講習についても知ることができる。

芝山学堂は事件のため一時閉鎖のやむなきに至ったが、4月21日、伊沢の帰任によって再開された。このとき、伊沢は新任の学務部員13名と講習員45名を引率して帰った。講習員は正式には「国語講習員」という名称で、このときが第1回である。山口はそのつぎの年の第2回国語講習員であった。

## 2. 国語講習員山口喜一郎

山口らの第2回国語講習員の募集は1896年（明治29年）10月に行なわれた。このときの講習員には、甲・乙の2種があり、甲種は小学校本科正教

員以上の者で教員になるもの、乙種は中学卒業以上の者で事務を担当するものであった。各府県から2名ずつぐらい推薦された中から、試験によって甲種50名、乙種26名が採用された。

甲種の試験科目は「漢作文」「国文漢訳」（日本語の会話文を漢訳させるもの）、それに口頭試問であった。当時は日本人と台湾人が筆談によって意志の疎通を行わなければならなかったので、漢文の素養が重視された。筆記試験合格者には伊沢が直接面接して、口頭試問を行なった。「台湾には5年くらいいなければならぬがそれでもよいか」などと聞いたあと、五十音を読ませたり、「ツァ」などのような発音をさせる発音テストも行なった。これは台湾語学習の適性を知るためであった。

山口は1872年（明治5年）に石川県鳳至郡輪島村に生まれ、石川県尋常師範学校を1887年に卒業している。したがってこのときまでに約9年の教員経歴があり、年齢は25歳であったことになる。山口の志願の動機はわからない。

第2回講習員は学務部員4名に引率されて、12月9日に貨物船小倉丸で神戸を出港し、15日に基隆に上陸して、その日のうちに芝山巖学堂に着いた。芝山巖学堂は明治29年3月30日公布の台湾総督府直轄学校官制によって「国語学校附属芝山巖学堂」と改称されていた。山口はここで授業日数73日の講習を受けた。

講習の学科は「台湾語」「国語教授法」「理科」「唱歌」「体操」であったが、大部分は「台湾語」に当てられた。

「台湾語」は「発音」「会話」に分けられた。発音は主として八声の練習をした。会話はさらに分かれて、「日常会話」と「小学読方作文掛図教授指針」の二つであった。「日常会話」は芝山巖六氏の編集した『新日本語言集』と『会話入門』を使った。教師の範唱に従って斉唱することを反復したのち、各自に言わせて訂正する方法が取られた。教師は芝山学堂最初の生徒であった柯秋潔、郭廷献であった。

『小学読本作文掛図』というのは、小学読本を掛図にしたようなもので、

絵に添えて語句や文が書かれている。第1課「ハナ」第2課「ハト」などの単語から始まり、第5課「ハ ト ハナ」などを経て、第6課「キノシタニ スズム」などの短文が絵とともに示してある。このようにして、最後にはひらがな、漢文まじり文へと進むのである。この掛図には『教授指針』がついている。各ページを上下2段に分け、上段には日本語の原文、下段には台湾語による対訳があり、それに八声の符号がついている。教師は台湾語と日本語を対照して読むことができる。掛図は文部省で編纂したものを台湾で利用して作った。講習員は将来これを使って日本語を教えるときの台湾語を練習するわけである。

『指針』の終りには「実地教授の例」というのがある。はじめに台湾語によって教室用語「オカケナサイ」「立チナサイ」「此方ヲ見ナサイ」などと教え、つぎには掛図の1課から10課までを台湾語で教える例を示す。そのほか濁音・半濁音、テニヲハ、キ・エなどの文字を教える場合の台湾語による説明があり、それぞれカナで発音を示し、八声の符号がつけてある。教師はこれさえ持っていれば、台湾語で授業を進めることができたといわれている。当時は台湾語を使って徹底的な対訳教授法を取っていたわけである。

「国語教授法」という科目では、第1回練習生のときは、初歩の課の教案作成を課し、伊沢自身がいちいち校閲訂正した。講習生はそれを使って授業を行ない、批評を受けた。第2回講習ではこの方法は行なわれなかった。附属学校の実際授業を見学するにとどまった。

以上は主として、第1回講習員であった加藤元衛門の記述(『芝山巖誌』)による。

### 3. 初期の日本語授業

山口ら第2回講習員が見学したと思われる授業の様子は、後年山口自身の執筆した「台湾に於ける伊沢修二先生」(雑誌「日本語」<sup>2)</sup> 第5巻第1号1944)によって、つぎのようなものであったと想像される。

---

2) 日本語教育振興会編集発行 (1941~1945)。

教材ならびに教師用として、つぎのものが使用された。

文部省編輯局によるもの

小学読本

小学よみかき教授書

小学読方作文教授掛図

台湾総督府民政部学務課によるもの

小学読書教授指鍼

小学読方作文掛図教授指針

日本語教授書

新日本語集

台湾十五音及字母附八声符号

授業は甲・乙2組に分けて行なわれた。

甲組（青年識字者、地方吏員となるための速習）午前10時～12時

読方 } 小学校よみかき教授書上巻  
書方 }

問答 小学校読方作文教授掛図

乙組（8歳以上15歳以下の児童・少年）

午前10時～12時、午後1時～1時30分

読方 } 日本語教授書  
書方 }

唱歌 小学唱歌集から、『君が代』『皇御国』（伊沢修二作曲）、『螢の光』など

はじめは、伊沢自身が教壇に立ち模範を示した。甲組の問答は終始伊沢の担当であった。6月から文法と唱歌を加え、文法はこれも伊沢が担当した。伊沢はのちにこのときの教材によって『国語教授参考書 巻三』を著した。さらにのちには、地理も加えられた。これは『国語読本初歩』を編むための実験的な授業であった。

乙組の授業によっては、のちに『国語教授参考書 巻一』が作られた。

#### 4. 伊沢修二の影響

伊沢修二が明治初期日本の教育において、音楽教育、ろうあ教育、師範教育の創始者として果たした功績はよく知られているが、上記のように、台湾の日本語教育の創始者でもあったことは忘れられているらしい。国語学辞典の伊沢修二の項さえ、そのことに触れていない。

伊沢は明治28年広島の本郷で樺山資紀台湾総督に台湾教育について進言したのが機縁となって、総督府学務部長に任命され、台湾の教育の全責任を負うことになったのである。伊沢は当初から、台湾の教育は日本語で行なうことを基本方針としていた。明治28年10月に台南へ視察に赴いた際、英人宣教師パークレーから、ローマ字表記の台湾語を使用すべきであると助言されたが、議論の末これをしりぞけた。伊沢は台湾の子弟が日本語を習得することの可能性を信じて疑わなかった。それは、かれがアメリカ留学中に学んだ教育学・音声学などの知識と、帰国後実際教育に従事した体験からくる自信によって裏づけられていた。伊沢の考えは『台湾公学校設置に関する意見』（パンフレット、明治30、5、2）に述べられている。

山口は前記の「台湾に於ける伊沢修二先生」の文中で、伊沢の師範教育重視の卓見を高く賞揚し、さらにつぎのように述べている。

「50年に近い教育経歴の源は先生の選抜の恩によるものと始終感激している。」と。

山口が伊沢から受けた影響は、伊沢の教授法の理論（「第1回講習員卒業証書授与式に於ける伊沢学務部長報告及演説」『芝山巖誌』所収）からよりも、精神的なものの方が大きかったのではないかと考えられる。

伊沢の主張した教授法では、日本語を教えるのに「話し言葉からして今日の普通文に及ぼす」とする。そして普通文には「日本文脈を追うて来ている普通文」と「漢文脈を追うて来ている普通文とがある」とし、後者は台湾では教え易いとしている。これは当時としては進んだ考えであるが、教授方法は訳読法を一歩も出なかった。そのために、講習員は何よりも台

漢語の習得に最大の努力をしたと言っている。

## 5. 対訳法から直接法への契機

第2回講習員の修了証書授与式は4月1日（明治30年）に行なわれた。甲種修了者名簿中の41番目に

石川県士族 山口喜一郎 第2附属学校囑託 42

とある。名簿の順位は何によるのかわからない。氏名のつぎは修了後の配属を示し、最後の数字は月俸（単位円）である。

国語学校第2附属学校囑託となった山口は、講習で伊沢に教えられたとおりに対訳法を忠実に実践したにちがいない。その山口に対訳法から直接法への転換を行なわせた契機がまもなくやってくる。

1898年（明治31年）に国語学校教授橋本武<sup>3)</sup>は同校の図書の中に、François Gouin (1831~1895) の *L'art d'enseigner et d'étudier les langues* (1880) の英訳書 *The Art of Teaching and Studying Languages* (1892, Howard Swan, Victor Bétis 翻訳) を見つけて興味をひかれた。山口らは橋本が同書の講読、解説をするのを聞いて、Gouin の方法による授業を実験的に行なうことにした。反対の意見もあったが、それを押し切って、艋舂附属学校の授業で山口が実行した。結果は成功であった。この実験的授業の結果にかんがみて、大矢透と杉山文悟が編修に当たった新しい国語読本は、対訳を用いなくて教える読本とすることになった。その後、授業はこの新しい国語読本を中心として、話し方、読み方、書き取り、作文などを教えることになった。同時に表記は「発音仮名づかい」を採用した。これは小川尚義<sup>4)</sup>の主張によるものであった<sup>5)</sup>。

この教授法改革の発端は Gouin の書に教えられたことによるが、当時は、それまでの対訳法による授業に限界が見られ、現場教員のあいだには

---

3) 第2回講習員を引率して赴任した学務部員の一人である文学士。

4) 言語学専攻の文学士。

5) 『日本語教授法原論』 p. 392.

焦燥が感じられているときであった。伊沢はこれよりさき、第2回講習員を送り出した直後の4月26日に「御用有之上京を命ず」という命令を受け、さらに同年7月29日付で「学務部長非職被仰付（内閣）」という辞令を受けて、台湾の教育から離れていた。橋本が Gouin の教授法を発見し、山口らがそれを実験しようとしたときに、もし伊沢が台湾の日本語教育を指導していたら、果して教授法の改革が行なわれたかどうか。あるいは、伊沢のことであるから、積極的にそれを支持したかもしれない。

Howard Swan は 1892（明治25年）文部省に招かれて東京高商の外国人講師として来日した。1903年文部省主催の夏期英語教育講習会で、94人の英語教員に対して、Swan が Gouin の教授法を紹介したこともあったが、この方法は日本の英語教育界からは受け入れられなかった。日本の英語教育にグアン法は適しなかったのである。

それに反して、台湾の日本語教育の場合はグアン法が受け入れられ、実験された。台湾では初等教育の第1年から、すべての授業を日本語で行なうというのが、当初からの基本原則であった。その上、台湾での教育は母語を異にするものが対象であって、対訳法を取るためには、まず教師が台湾語を習得しなければならない。当時、日本人で中国語をよくするものといえば、例外なく北京語であり、その数もごく少数であった。また台湾人の中にも北京語のできるものは少なかったのである。このような事情のもとで、対訳法による授業を行なうには、前にも述べたように、教師がまず相手の母国語を習得しなければならない。したがって、学習者の日本語の進歩は、教師の台湾語学習の進歩の歩幅を越えることができないわけである。しかも、教師は台湾語の学習にのみ追われて、教授法上の研究をすることも、授業の準備を十分にすることもできない。にもかかわらず、台湾の日本語教育の初期に、対訳法によって成果をあげたとすると、それは、例の「芝山巖精神」を継ぐ教師のひたむきな努力と、それを統率する伊沢の才能と献身的な努力と、そして、学校所在地附近の台湾人士の好学好心によるものではなかったかと思われる。



1898年10月に公学校令が施行されて、教育体系の完成が日程にのぼってくると、高等教育に必要な日本語能力を与えることが日本語教育の新たな目標として加えられた。これまでの応急処理的な対訳教授法では早晚行き詰まったにちがいない。すでにその兆候を見て、心ある日本語教員が悩んでいたときに、Gouinの教授法が橋本によって紹介されたのであった。これは教員にとって教授法に対する開眼であり、新しい教授法研究の意欲をかきたてられた。伊沢によって植えつけられた教員の開拓者的精神と探究欲が、Gouinによって触発されたと言ってもいいであろう。伊沢からの精神的影響を強く受けた若い山口はこの方法の先駆的な実験に意欲を燃やしたものと思われる。

## 6. 直接法の確立

直接法に切り替えられてからの教授方針、教授方法、教材作成基準などは、「台湾公立学校国語教授法要旨」（1900，12，総督府学務課）に一括して記述され、台湾の日本語教授者が迷うところなく進む道を示した<sup>6)</sup>。

そのころの教授法について山口は『日本語教授法原論』<sup>7)</sup>でつぎのように述べている。

始めグアン氏方案によつて教授法が行はれた際には、対訳を廃し、土語を使用しないことを望んだけれども、話方教授の初期に於いては、教材の内容即ち言葉の意味である事実を土語にて説明し、然る後、それを直観方便に移して国語を授けることを許したのであった。（『日本語教授法原論』p. 393）。

すなわち、このころはまだ折衷的方法が取られていた。純然たる直接法が行なわれるようになったのは、2度目の読本改正（1911年）のころであった。

その後の台湾の日本語教育の進展ぶりを見ると、このときの直接法への

---

6) 『日本語教授法原論』（p. 406～418）。

7) 1943年新紀元社。

切り替えがいかに重要な転機であったかがわかる。しかも、この台湾の方法が山口の足跡とともに、朝鮮・旧満州・華北へと受けつがれていったのである。

山口は『日本語教授法原論』の結語で、Gouinの方法について詳しく述べたあと、つぎのように批判・評価している。(p. 406)。

それを要約するとつぎのとおりである。

グアン法についての批判

- ① 1教課の項数を20乃至25に限ったことは独断であり、不自然である。
- ② ある題目が示す目的について連想される手段系列の展開が煩瑣に過ぎ教授上賛成しがたい。
- ③ 外界事物を目的と手段の関係で見る見方にのみ重きをおいて、実際にわれわれが空間的の統一体として観察し記憶する方面を閑却したところはグアン法の欠点である。

グアン法についての評価

- ① 事物を動的にとらえ、言表の中心を動詞においたことはよい。
- ② 目的と手段の関係で教材を統一し、雑多な事項に秩序を与え、言葉を散漫乱雑な塊としない点で啓発される。
- ③ 客観的言語と主観的言語を対立させ、それを「相伴はせて」教授するという考えは自然で無理のない方法である。

山口は、この批判で見られるように、はじめは「グアン法」を実験したが、のちには、言語理論と実際の授業の経験の両面から、「グアン法」を越えて、山口自身の教授法を打ち立てたのである。

## あとがき

山口が一貫してすぐれた日本語教授者であったことは、少なくとも日本語教育関係者のあいだではよく知られているが、山口の授業の実際を直接知っている人は、いまはごく少数である。その少数の人の記憶によって語られる<sup>9)</sup>のを聞いて、山口の授業の実際を想像するほかない。

山口は日本語教育の実践者であると同時に、理論的指導者でもあった。しかし山口の著作論文はそのうちの1冊<sup>9)</sup>を除いて、すべて終戦前に刊行されたものであり、中には外地で刊行されたものもある<sup>10)</sup>。したがって、主著『日本語教授法原論』さえも、現在入手困難な状態である。山口の名を知っているもののうち、はたして何人が山口の方法を理解しているかと思われる。

山口の日本語教育における事績は尊敬しなければならないが、かれを伝説的な人物に祭りあげることがあってはならない。同時に、山口の唱道し、実践した教授法が妥協を許さぬ直接法であるという理由で、あたかもそれを無視するという態度も容認すべきではない。現在の日本語教育のおかれている状況は、山口の時代とはあまりにも異なるけれども、山口の教授方法をこんにちの照明のもとで解明することを怠ってよいという理由にはならない。

### 山口喜一郎の著述

#### 1. 著書

外国語としての我が国語教授法 1933. 8 自家版(旅順)

日本語教授法概説 1941. 11 北京新民印書館(北京)

日本語教授法原論 1943. 7 新紀元社

話言葉とその教育 1951. 6 刀江書院

#### 2. 講座・シリーズなどの著述

東洋人に対する国語の教授法(朝日新聞社編 国語文化講座第6巻  
国語進出編) 1972. 1 朝日新聞社

話すことの教育(これからの国語教育のためにIV) 1952. 12 習文社

---

8) 『日本語教育研究』第1号(日本語教師連盟発行 1970)に長沼直兄氏の山口の教授法についての談話がある。

9) 『話言葉とその教育』1951, 刀江書院。

10) 『日本語教授法概説』1941, 北京阜成門外北礼士路, 新民印書館。

話すことの教育（全国大学国語教育学会編 国語科教育 第1集）  
1962. 5

### 3. 雑誌に執筆したもの

雑誌「日本語」（日本語教育振興会編集発行 1941. 1～1945. 1）

北支に於ける日本語教育の特殊性 I-2 1941. 5

日本語教授法序説 I-1 1972. 1

自国語と外国語——日本語教授法序説2 II-3 1972. 3

自国語と外国語——日本語教授法序説3 II-4 1972. 4

直接法と対訳法（1）——外国語教授法 その4 II-8 1972. 8

直接法と対訳法（2）——外国語教授法 その5 II-9 1972. 9

台湾における伊沢修二先生 V-1 1945. 1

雑誌「文学」（岩波書店編集発行）

外国語としての我が国語の教授法に就いて VIII-4 （特輯「東亜に於ける日本語」） 1940. 4

### 4. 座談会の記録

華北における日本語教育（「日本語」 I-7） 1941. 10

筆者の調べたのは以上のとおりであるが、ここに漏れたものをご教示いただければしあわせである。

#### （追記）

小稿は山口の教授法形成の背景について、特に台湾時代を取りあげた。山口喜一郎関係研究資料目録もつけるつもりであったが、筆者の在外研究出発のため、できなかった。本文にも不備の点が多く、原稿提出をためらったが、編集委員の好意ある督促を受け、かたがた、ことし1972年が山口喜一郎生誕100年の年でもあるので、それにちなんで、不備のまま提出することにした。ご教示・ご叱正を待つしだいである。